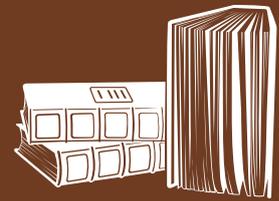




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します。

マンション駐車場での積雪転倒事故で駐車場使用契約の債務不履行責任により損害賠償を認めた事例

マンションの管理組合が管理する駐車場において利用契約者が積雪により転倒受傷した事案につき、同組合の不法行為責任及び土地工作物責任は否定したが、同組合は、駐車場使用契約上、同契約の付随義務として、駐車場使用者に対し転倒防止のための安全配慮義務を負っており、同組合は滑り止め等の提供又は注意喚起義務に違反した債務不履行責任として、約53万円（請求額約258万円）の支払いを認めた。なお、原告の保険会社に対する保険金支払いの請求については、保険約款には直接請求の条項がなく、債権者代位の無資力要件の主張立証もないとして、この請求は棄却している。（仙台地方裁判所 令和4年1月25日判決、LLI/DB判例秘書 L07750156）

- 原告：X（事故時40歳代女性）
- 被告：Y1（マンションの管理組合）
- 被告：Y2（損害保険会社〔Y1の加入する火災保険の保険会社〕）

事案の概要

1. 2018年1月下旬、P市内では約16cmの降雪があった。その後も最低気温が零下となる日が続き、本件事故が起きた本件駐車場のコンクリート面には氷床が所々できていた。

2. Xは1996年3月にP市内の本件マンションの一室を夫とともに購入し、Xも仕事をしてきた。本件事故のあった前日の午後8時過ぎから翌日午前0時過ぎにかけてP市内で若干量の降雪があり、本件転倒事故時、本件駐車場は10cmほどの高さで一面積雪状態となっており、本件転倒事故の箇所では積雪の下に5cm程の高さで凹凸に氷床ができていた。2018年1月30日、Xは、自車を使うのに雪かきが必要であり、また、ほかの区分所有者のためにも雪かきをしようと思い、自己の除雪器具を持って自宅から同駐車場へ向かった。Xは、午前6時台後半、本件駐車場内において、まず自車の付近から雪かきを行おうと自車に近づいたところ、共用部分である本件転倒事故の箇所だいたいこつげいで足を滑らせ転倒し、左大腿骨頸部骨折の傷害を負った（本件転

倒事故）。

3. Xは本件転倒事故当日から翌月中旬までの16日間、C病院に入院し、入院4日目に、全身麻酔下において金属を埋め込んで骨折箇所を固定する手術を受けた。Xは退院後、同病院に通院し、同年11月上旬に5日間、再度同病院に入院し、再入院の翌日、全身麻酔下において上記金属を除去するための手術を受け、退院後、同月下旬まで同病院に通院した。

4. Xは、本件転倒事故につき、Y1に対し、債務不履行又は不法行為も若しくは民法717条1項（工作物責任）による損害賠償請求権に基づき、治療費等約19万円、休業損害約15万円、慰謝料約200万円のほか弁護士費用約23万円の小計約258万円の支払いを求めるとともに、Y2に対し、直接請求を認める保険約款の規定に基づき又はY1のY2に対するY1・Y2間の保険契約による保険金支払請求権の代位行使に基づき、Y1に対する判決が確定したときに、Y1と同じ支払いを求め本件訴訟を提起した。



5. 本件訴訟の主な争点は次のとおりである。

①債務不履行請求

ア. Y 1 に除雪^{ある}或いは除氷の義務はあったか(債務不履行その1)。

イ. Y 1 に滑り止め等の提供又は注意喚起の義務はあったか(債務不履行その2)。

②工作物責任に基づく請求

ア. 本件駐車場が土地の工作物に該当するか。

イ. 本件駐車場が通常備えているべき安全性を欠いていたか。

ウ. Y 1 は、本件駐車場を占有していたか。

理由

1. 争点①ア(Y 1 に除雪或いは除氷の義務はあったか)

(1) Y 1 は、X との間で本件駐車場使用契約を締結している。駐車場使用契約の目的からすれば Y 1 は一般論としては、駐車場使用者が専用使用箇所に自動車^をを駐車したり、駐車場外に自動車^をを移動させたりできるようにする義務を負っていたといえることができる。そうすると、Y 1 に除雪或いは除氷の義務が生ずることもあり得る。

(2) しかしながら、本件転倒事故前日夜からの降雪量は若干量で、本件事故当時の現場の積雪量も10cm程度に過ぎないこと、本件転倒事故が起こった時刻が午前6時台後半であり、本件事故の17分前に自動車^がが本件駐車場から出ていく様子^{ようす}が記録されており、Y 1 が除雪・除氷をしなければ本件駐車場から車を出すことができないといった状態であったとは認められないこと、本件駐車場はX が本件マンションを購入した際から屋根のない構造であり、200台超の駐車スペースがあって相当の広さがあることから、Y 1 が本件転倒事故前に除雪或いは除氷する義務を負っていたということはできない。

2. 争点①イ(Y 1 に滑り止め等の提供又は注意喚起の義務があったか)

(1) Y 1 は管理会社との管理委託契約に除雪作業を含めておらず、特段の事情がない限り、駐車場における除雪作業を第三者に委託することはなく、日常の除雪作業を本件駐車場を利用する区分所有者や居住者に委ねてきたもので、Y 1 が、一般論としては、駐車場使用者が専用使用箇所に自動車^をを駐車したり、駐車場外に自動車^をを移動させたりできるようにすべき義務を負っていることに鑑みると、除雪作業等を上記のとおり委ねる以上、Y 1 は、駐車場使用者に対し、本件駐車場使用契約に付随して、転倒防止のための安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

(2) Y 1 は、具体的には、駐車場使用者に対し、通常の靴に装着可能な滑り止めや融雪剤等を定期的に周知したうえで提供する、抽象的に注意を周知するのではなく、転倒事故が起こりやすい時間帯・気温、ゴム長靴の着用・滑り止めの装着、転倒の危険を減らす歩き方を知らせたうえで注意を周知するといったものであったといえるべきである。Y 1 は、これらを行っていなかった。なお、Y 1 はX が購入した本件マンションのQ館(X が居住)以外に融雪剤を備え置いて、2013年2月ころ、降雪時の雪かき・融雪剤の散布などへの協力を求める告知文書を全戸に配布しているが、本件マンションのQ館において、本件転倒事故前に定期的に融雪剤の所在を示したうえでその使用を促す周知はなされていなかったため、融雪剤の周知・提供についても、Y 1 の安全配慮義務違反が認められる。

(3) したがって、Y 1 に滑り止め等の提供又は注意喚起の安全配慮義務違反があったといえる。Y 1 がこれらを尽くしていれば、X がこれに沿う対応をして本件転倒事故が発生しなかった蓋然性^{がいぜん}が認められるから、Y 1 の安全配慮義務違反とX の障害の発生との相当因果関係が肯定



される。

3. 損害額

治療費等約19万円、休業損害約12万円、慰謝料約160万円、以上小計約191万円、75%の過失相殺をし(損害額は約48万円)、弁護士費用約5万円を加えると約53万円となる。

4. Y 1の不法行為責任について

(1) Y 1に上記の滑り止め等の提供又は注意喚起の安全配慮義務があったというのも、あくまで本件駐車場使用契約に付随してのものに過ぎず本件駐車場契約を離れて、Y 1に上記作為義務があったとはいえない。Y 1は、民法709条、民法710条に基づく不法行為責任を負わない。

(2) Y 1が共用部分の管理をしていることをもって、専有部分の駐車場をY 1が占有していたということはできない。また、本件転倒事故当時、本件駐車場が通常備えているべき安全性を欠いていたということもできない。Y 1は、工作物責任を負わない。

解説

1. 本判決は、マンションの駐車場の利用者が自己の駐車場及びその周辺の雪かきをしようと同駐車場において自車に近づいたところ、足を滑らせて転倒し、左大腿骨頸部骨折を負った事案につき、マンションの管理組合の不法行為責任及び土地工作物責任は否定したものの、同組合は駐車場使用契約上転倒防止のための安全配慮義務を負っており、滑り止め等の提供又は注意喚起の安全配慮義務違反があったとして、同組合の債務不履行による損害賠償の支払いを一部認めたものである。

2. その理由とするところは、Y 1との駐車場使用契約を離れて、駐車場使用者に滑り止めの提供や注意喚起の安全配慮義務があったとはいえないとし不法行為責任や工作物責任を否定し、さらに、Y 1はXとの間で本件駐車場使用契

約を締結しているが、同契約から一般的に本件事故前にこれらの義務があったともいえないとする。

しかし、本判決は、Y 1と管理会社との管理委託契約に除雪作業が含まれておらず日常の除雪作業は本件駐車場を利用する区分所有者や居住者に委ねてきたものであり、除雪作業等を駐車場利用者等に委ねる以上、Y 1は駐車場利用者に対して転倒防止のための安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当であり、具体的には、Y 1には滑り止め等の提供又は注意喚起のための安全配慮義務違反があったとした。なお、本判決は2013年2月ころ、降雪時の雪かき・融雪剤の散布などへの協力を求める告知文を全戸に配布しているが、本件マンションのQ館においては、本件転倒時事故前に定期的に融雪剤の所在を示したうえでその使用を促す周知がなされていなかったことを安全配慮義務違反の根拠の補強としている。

なお、原告は、被告保険会社に対し保険金の支払いも請求していたが、契約約款には直接請求の規定がなく、債権者代位についても管理会社が無資力であることの主張立証もないとして、その請求を棄却している。

3. 本件は、成人の女性が自己の駐車場等の除雪作業に行った際の転倒事故であり、誰にでも起こり得る事故である。本件では、契約上の債務不履行責任を認めているが、その違法性はさほど大きくないものといえるのではないだろうか。本判決も75%という大きな割合の過失相殺をしている。

4. 参考判例には、最近の転倒事故の判例を挙げた。①から④は雪に関連した転倒受傷事故についての判例であるが、①②③はいずれも請求を棄却している。

すなわち、参考判例①は、降雪のあった日に、正門から工場敷地内に入ったところで転倒受傷した事案で、会社に安全配慮義務違反はないと



した。

参考判例②は大雪の降った日にパチンコをしていた被害者(当時70歳代の女性)が、たばこを買いに出て戻り、店の出入り口付近で転倒受傷した事案で、店に安全配慮義務違反はないとした。

参考判例③は、刑務所内での受刑者が移動中に微量の雪の付着と凍結部分の存した渡り廊下で転倒受傷した事案で刑務所側に安全配慮義務違反はないとした。

他方、請求一部認容の**参考判例④**は、大規模小売店の雪で凍った店外階段で付着した氷に顧客が足をとられて転倒受傷した事案で、同店舗所有会社には工作物の管理責任を、また、管理会社には階段の安全管理に過失があるとしてそれぞれの責任を認め、連帯して105万円を認めた(一部認容)。

雪以外の転倒事故では、高齢者の転倒事故が多い。

時報』1707号150ページ)

(大規模小売店の雪で凍った店外階段で転倒受傷、105万円認容)

雪に関連したもの以外の転倒事故として最近の判例は次のものがある。

[請求を棄却]

⑤東京地裁令和5年7月31日判決(LEX/DB、判例秘書L07830990)

(高齢者通所サービスセンター内で転倒し受傷)

⑥東京地裁令和5年4月28日判決(LEX/DB、判例秘書L07830811)

(介護付有料老人ホーム内で転倒し受傷)

[請求を認容]

⑦神戸地裁令和4年11月1日判決(LEX/DB、判例秘書L07751087)

(認知症に罹患した80歳代高齢者が病院内の廊下で転倒受傷、約2600万円認容)

⑧東京地裁令和4年9月29日判決(LEX/DB、判例秘書L07732638)

(ホテルの食堂で宿泊客が水で濡れた床面に足を滑らせて転倒受傷、約270万円認容)

参考判例

雪に関連した転倒事故の判例としては、次のものがある。

[請求を棄却]

①東京地裁令和元年12月20日判決(LEX/DB、判例秘書L07430911)

(工場に出勤し敷地内で雪のため転倒)

②東京地裁平成29年10月6日判決(判例秘書L07230313)

(大雪の日にパチンコ店出入り口付近で転倒)

③東京地裁平成30年3月27日判決(LEX/DB、判例秘書L07331656)

(受刑者が刑務所内にて、雪などの存した廊下で転倒)

[請求を認容]

④札幌地裁平成11年11月17日判決(『判例